

夕つゝ空にみえて

磯ちかくわそふ鷗かもめ

たのしげにうたひかはす

なつかし海のあなた

あなたにそ我背わがせいます

見るくわたりくらく

うたひつる鷗去りぬ

歸りくる白帆見えず

なつかし海のあなた

あなたにそ我背わがせいます

旗はたとりの遊あそび

小林つねを

たのしき庭にわの

ここかしこ

はたを立てゝぞ

勇いさましく

我われれほとらじと

すまひある

白しろろきむらざき

うすわかき

帽子ぼうしのいろも

やさしくて

あはれつはもの

なつかし、

婚姻こんいんの要件えうけん

(承前)

谷川清

第五、當事者の品等

諸國の法律制度中人種とか身分とか階級等に依つて婚姻に制限を設けることは往々ありまして近世まで其跡を遺したるものも御坐ります、現に我日本帝國の如きは維新の際までは士民の區別が嚴重でありましたのみならず、尙ほ他に穢多とか非人とか稱する者がありまして相互間自由に婚姻することが出来ませんでした、其後は等の者と婚姻を爲し得る様になりましたは實に明治四年八月の事で「華族より平民に至るまで互に婚姻被差許候條雙方願に及はず其時々戸長へ届出つべき事」との布告を發布せられました時に在るので御坐ります又外國人と婚姻を爲し得る様になりましたは明治